

男鹿市条例第 28 号

男鹿市単独市営住宅条例の一部を改正する条例

第 1 条 男鹿市単独市営住宅条例（平成 22 年男鹿市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第 2 条 単独住宅の名称及び位置は次のとおりとする。		(名称及び位置) 第 2 条 単独住宅の名称及び位置は次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
男鹿市単独市営住宅 1 号棟	男鹿市船越字内子 1 番地 514	男鹿市単独市営住宅 1 号棟	男鹿市船越字内子 1 番地 514
男鹿市単独市営住宅 3 号棟	男鹿市船越字内子 1 番地 773	男鹿市単独市営住宅 2 号棟	男鹿市船越字内子 1 番地 772
男鹿市単独市営住宅 4 号棟	男鹿市船川港金川字姫ヶ沢 158 番地 13	男鹿市単独市営住宅 3 号棟	男鹿市船越字内子 1 番地 773
男鹿市単独市営住宅 5 号棟	男鹿市船川港金川字姫ヶ沢 158 番地 14	男鹿市単独市営住宅 4 号棟	男鹿市船川港金川字姫ヶ沢 158 番地 13
		男鹿市単独市営住宅 5 号棟	男鹿市船川港金川字姫ヶ沢 158 番地 14
備考 改正箇所は、太枠で示した部分である。			

第 2 条 男鹿市単独市営住宅条例の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第2条 単独住宅の名称及び位置は次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 単独住宅の名称及び位置は次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
男鹿市単独市営住宅3号棟	男鹿市船越字内子1番地773	男鹿市単独市営住宅1号棟	男鹿市船越字内子1番地514
男鹿市単独市営住宅4号棟	男鹿市船川港金川字姫ヶ沢158番地13	男鹿市単独市営住宅3号棟	男鹿市船越字内子1番地773
男鹿市単独市営住宅5号棟	男鹿市船川港金川字姫ヶ沢158番地14	男鹿市単独市営住宅4号棟	男鹿市船川港金川字姫ヶ沢158番地13
		男鹿市単独市営住宅5号棟	男鹿市船川港金川字姫ヶ沢158番地14
備考 改正箇所は、太枠で示した部分である。			

附 則

この条例は、令和8年3月26日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。